

平成二十四年四月一日付け広島県報（号外）第二十二号に登載の広島県規則第五十四号（特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

土木局建築課長

ページ	行		誤	正
—	一五から一六	一三	<p>「同項第三号」を「同項第四号」</p> <p>「同項第三号」を「同項第二号」</p>	<p>「又は同項第三号」を「又は同項第四号」</p> <p>「若しくは同項第三号」を「若しくは同項第二号」</p>
			<p>第三条を次のように改める。</p> <p>第三条 政令第二十五の四第十六項の規程による認定（以下「地区外転出事情認定」とい</p>	<p>第三条を次のように改める。</p> <p>（地区外転出事情認定の申請手続）</p> <p>第三条 政令第二十五の四第十六項の規程による認定（以下「地区外転出事情認定」とい</p>